

令和4年12月23日

保護者の皆様へ

立川市子ども家庭部保育課

新型コロナウイルス感染症との同時流行を見据えた
季節性インフルエンザの治癒証明書の取扱いについて（依頼）

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

今冬の新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、今夏を上回る可能性がある
とされており、また、季節性インフルエンザが同時流行し、より多数の発熱患者が生じ
る可能性があることから、医療ひっ迫を回避するための医療体制の強化等が進められて
おります。

また、厚生労働省からの通知において、新型コロナウイルスに感染した場合と同様、
季節性インフルエンザに感染した従業員又は児童等についても、復帰する際、医療機関
が発行する治癒証明書等の提出を求めないとの方針が示されました。

こうした状況や厚生労働省からの通知等を踏まえ、立川市としては、市内保育施設等
における季節性インフルエンザの治癒証明書等の取扱いについて、以下の対応とさせて
いただきます。

引き続き、お子さんやご家族の皆様の体調管理には十分お気をつけいただくとともに、
感染又は感染の疑いが確認された場合は、各施設へ速やかにご報告をお願いいたします。

記

- 季節性インフルエンザに感染した園児が、保育所等に復帰する際必要とされた、医
療機関発行の治癒証明書等については、新型コロナウイルス感染症と同時流行が懸
念される当面の間、提出不要といたします。
- 治癒証明書等の提出に代わり、新たに、保護者の方が作成する「インフルエンザ登
園届」(別紙)を、登園時に各施設へご提出していただく対応とさせていただきます。
※登園届の書式は市ホームページ(ホーム>子育て・教育>子育て>保育施設>保育施設に
関するお知らせ)にも掲載しています。
- ただし、感染した園児において、症状が軽快しない場合や基礎疾患がある場合は、
重篤化が懸念されることから、保育所等への復帰にあたり、主治医の診断をいただ
く場合があります。

(問合せ)

立川市子ども家庭部保育課

電話：042-528-4322

【参考】インフルエンザ登園停止早見表

								発症日から5日を経過した後			
		発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
例 1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目	登園可能 ○			
		登園停止									
例 2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○			
		登園停止									
例 3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○		
		登園停止									
例 4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○	
		登園停止									
例 5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○
		登園停止									
例 6	一度解熱したが 再度、発熱した場合	発熱	→	解熱 (1回目)	再度 の発熱	→	解熱 (2回目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○
		登園停止									

- ・上記の表は発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで登園停止の旨を表にしたものです。
- ・発症とは発熱した日です。「発熱＝発症0日目」となります。同様に解熱したその日は「解熱後1日目」とはならず、「解熱＝解熱0日目」となります。
- ・例6のように、一度解熱し再度発熱した場合は、再度解熱した日（「解熱(2回目)」）から数えて解熱後3日間を経過するまでが登園停止となります。
- ・医療機関を受診し、インフルエンザと診断された上で、「インフルエンザ登園届」を施設に提出してください。